

銀行等金融機関の正常先債権及び要注意先債権の貸倒実績率 又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間 に関する検討

平成 15 年 2 月 24 日

日本公認会計士協会

1. 現行の取扱い

銀行等監査特別委員会報告第 4 号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成 11 年 4 月 30 日改正 日本公認会計士協会、以下「銀行等監査特別委員会報告第 4 号」という。)において、正常先債権及び要注意先債権については、「債権額で貸借対照表に計上し、適当なグループに区分した上で当該区分毎に貸倒実績率又は倒産確率に基づき、発生が見込まれる損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて貸倒引当金を計上する。」としている。また、貸倒実績率又は倒産確率(以下「貸倒実績率等」という。)による方法については、6(注 1)において「過去の貸倒実績又は倒産実績に基づき、今後の一定期間における予想損失額を見込む方法である。」としており、さらに、「今後の一定期間」については、貸倒引当金が各金融機関の貸出金等のポートフォリオを勘案した上で今後発生する損失を見込んで計上するものであることとし、具体的には以下のとおりとしている。

一定期間に関しては、貸倒引当金が各金融機関の貸出金等のポートフォリオを勘案した上で今後発生する損失を見込んで計上するものであることから、貸出金等の平均残存期間が妥当と考えられる。

ただし、貸出金等の信用リスクの程度を勘案して期間を見込む方法も妥当なものと考えられる。

なお、当面の間は、例えば、正常先債権については今後 1 年間で、要注意先債権のうち要管理先債権については今後 3 年間で、その他の要注意先債権については今後 1 年間を見込んでいる場合には妥当なものとする(以下「1 - 3 年基準」という。)

上記の取扱いを認めているのは、早期是正措置に基づく自己査定制度が始まるとともに、銀行等金融機関において信用リスクの実態に応じた信用リスク管理が確立されるまでは、貸出金等の信用リスクを貸倒引当金として正確に反映することが困難であるため、当面の措置が取られたものである。

2. 平均残存期間について

貸出金等の平均残存期間の算定は、契約上の返済期限を基礎として行うことが可能

である。しかし、日本における融資慣行において、元利金返済猶予債権等により融資の回収状況が必ずしも約定条件どおりでないこと等から、契約上の返済期限を基礎として算出された平均残存期間は、必ずしも当該債権に係る平均的な回収見込期間の実態を示していないことが各方面から指摘されている。

一方、実態の貸出期間を見積もる手法に確立された考え方がないこと、膨大な数の貸出金の実態の貸出期間を識別する作業は実行可能性に難点があること等のため、実態の貸出期間を基礎とした貸出金等の平均残存期間の算出は実務上困難であり、また、恣意性が介入する余地も多いと考えられる。したがって、現状、実態の貸出期間を正確に反映した平均残存期間を算定し、これに基づく予想損失を見込むことにはかなりの困難を伴うものと考えられる。

平均残存期間を貸出金の損失を見込む期間とする場合には、実態の貸出期間に対応した平均残存期間を算定することが必要である。そのためには、銀行等金融機関は、貸出金等の平均残存期間が実態を正確に反映したものとすることができるよう、契約上の貸出期間から実態の貸出期間への調整のための一定のルール及び手法を確立し、それに基づいた平均残存期間を算定することが重要であり、それに備えた基礎データの蓄積を図っていくことが適当であると考えられる。

しかし、実態の貸出期間に対応した平均残存期間の算出は実務上困難である現状に鑑み、契約上の貸出期間から実態の貸出期間への調整に当たっては、貸出金の実情を踏まえた一定の前提条件を基に最善の見積りにより調整を行い、事後的に当該調整の妥当性を検証している場合には、当該平均残存期間を貸出金の損失を見込む一定の期間とすることも妥当であると考えられる。

貸出金の実態を踏まえた一定の前提条件を基に行う調整の方法としては、以下の例が考えられる。

信用格付け等に基づく遷移分析を実施し、ある格付け等から異なる格付け等へ遷移する期間を基礎とした調整

再建計画に基づき再建中である債務者について条件緩和を行っている場合であって、当該再建計画の達成状況が良好であり、達成可能性が高く、正常先あるいはその他の要注意先に上位遷移すると見込まれる場合には、再建計画の残存期間を基礎とした調整

再建計画を持たない債務超過の債務者である場合に、債務超過の解消可能性が合理的に見込まれ、かつ、正常先あるいはその他の要注意先に上位遷移すると見込まれる場合に、債務超過解消見込期間を基礎とした調整

3.1 - 3年基準について

正常先債権及びその他の要注意先債権に対する予想損失を見積もる期間として今後1年間が認められているが、これは前述の趣旨にのっとり当面の措置として認めら

れたものである。本来、貸倒引当金は、決算日現在の債権に内包されている損失額を十分カバーする水準でなければならないが、正常先債権及びその他要注意先債権の予想損失については、個別債権ごとに損失の見積りが困難であるため、ポートフォリオに内包された損失を見積もることが必要となる。通常、決算日後1年以内に生じる事象は相当程度客観的に予見可能であることから、特に信用リスクが比較的低いと考えられる正常先については、今後1年以内に生じる損失見込額をもって貸倒引当金計上額とすることも、実務上問題は少ないと考えられる。この点、米国金融検査実務でも、銀行等金融機関の内部統制の状況、対象債権の内容等による実態判断の余地を残しているものの、同様の考え方に基づき special mention 以上の非分類債権に対しては今後1年以内に発生する損失をカバーすることを指針としている。

その他の要注意先債権については、信用リスクの観点からは、正常先債権に近いものから要管理先債権と実質的な信用リスクが近似するものまで幅広い債権が含まれていることから、信用格付け、貸出実行時の債権残高等を基礎として一つのポートフォリオと判断できるようなグルーピングを行い、当該グループごとに予想損失を見込むことが望ましい。その際に、例えば、要管理先又は破綻懸念先から上位遷移したばかりの債務者に対する債権等、要管理先債権と実質的に近似する信用リスクを持つものは、その信用リスクの程度に応じた引当方法によることが望ましい。

銀行等監査特別委員会報告第4号では、要管理先債権に対する予想損失額を見積もる期間として3年が認められているが、主要行のうちのいくつかが行った信用格付けの遷移分析によると、一定時点の要管理先の大半がその後3年間に破綻懸念先以下の債務者区分に下がり、あるいは正常先、その他の要注意先に債務者区分が上がった分析結果が出たとの意見が寄せられていることから、平均残存期間と概念は異なるものの損失見込期間としての3年間はリスク管理上の根拠もあるとされている。

このような状況において、3年基準を廃止することの適否については、時間をかけ慎重に検討する必要があると考えられるが、銀行等金融機関においては、実態の貸出期間による貸出金等の平均残存期間の基礎データを十分に蓄積し、それに基づき日本の融資慣行の実態に合った平均残存期間を算定できる組織とシステムを早急に構築することが強く望まれる。その様な体制が構築されるまでの間は、3年基準の当面の取扱いを継続することは一定の合理性があるものと考えられる。

なお、要管理先債権のうち、例えば、銀行等金融機関の財務比率に重要な影響を与える債権については、DCF法の採用や、予想損失額をより詳細に検討することが望ましい。

以 上